

水道料金改定（案）（概要版）

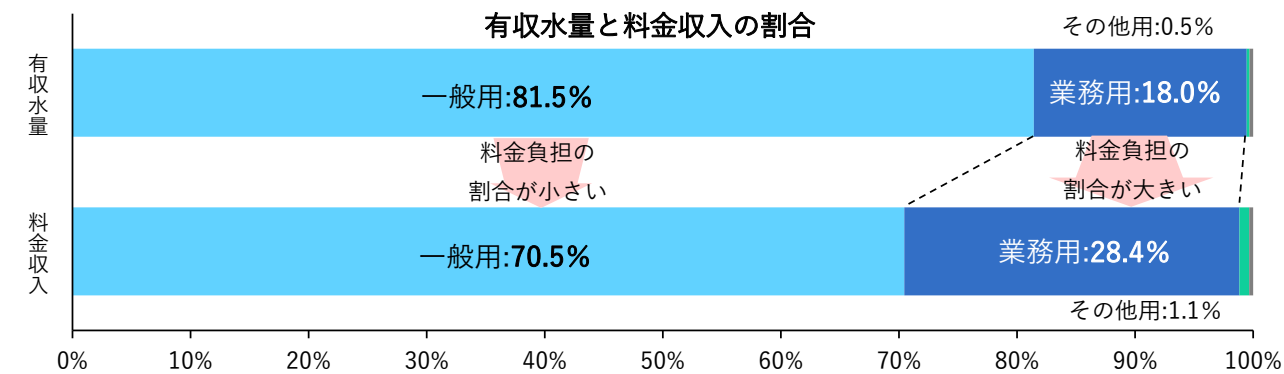
1. 海田町の水道料金について

1.1 海田町の水道料金体系

- 水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき独立採算制で行っています。
- 代表的な料金体系である 2 部料金制（基本料金及び従量料金）を採用しています。
- 契約種別では用途ごとに、従量料金では水量区画ごとに料金に格差があります。

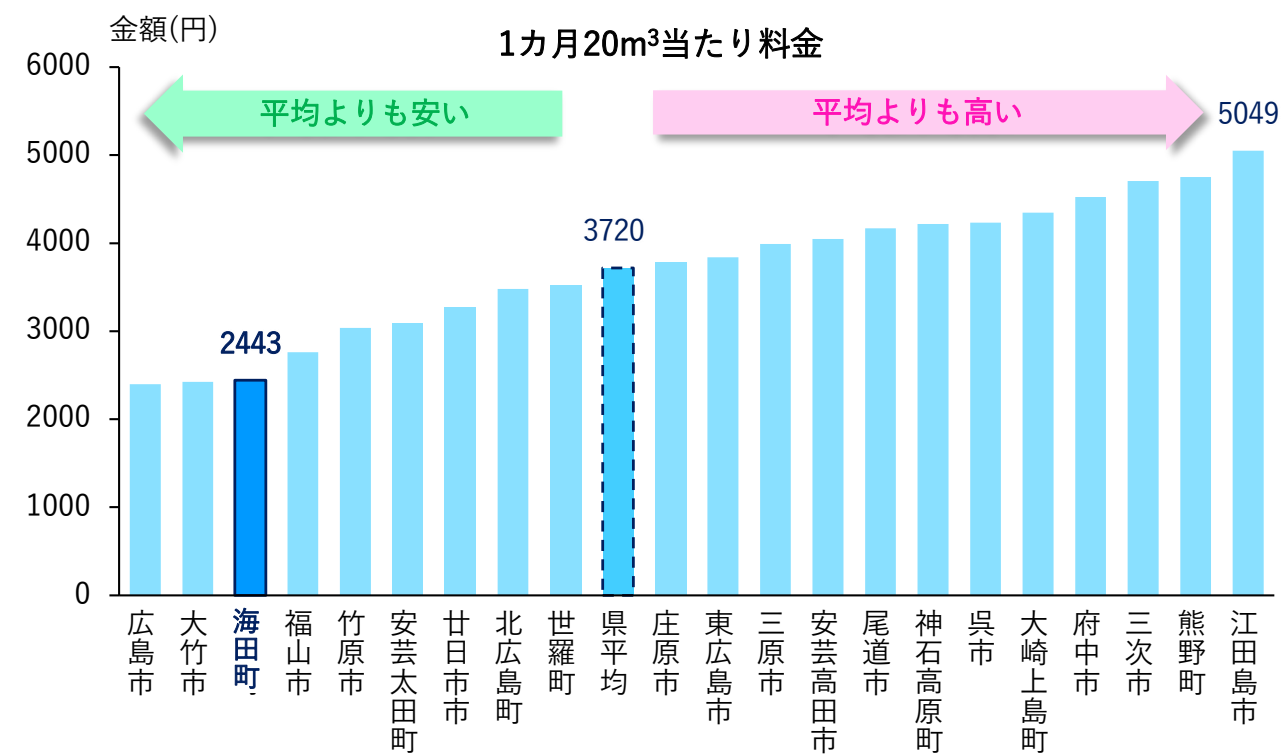
1.2 用途別料金の状況

- 有収水量の用途別割合は、一般用 81.5%、業務用 18.0%（令和 6 年度実績）ですが、料金収入における一般用の割合は 70.5%であり、一般用よりも業務用の料金負担の割合が大きくなっています。

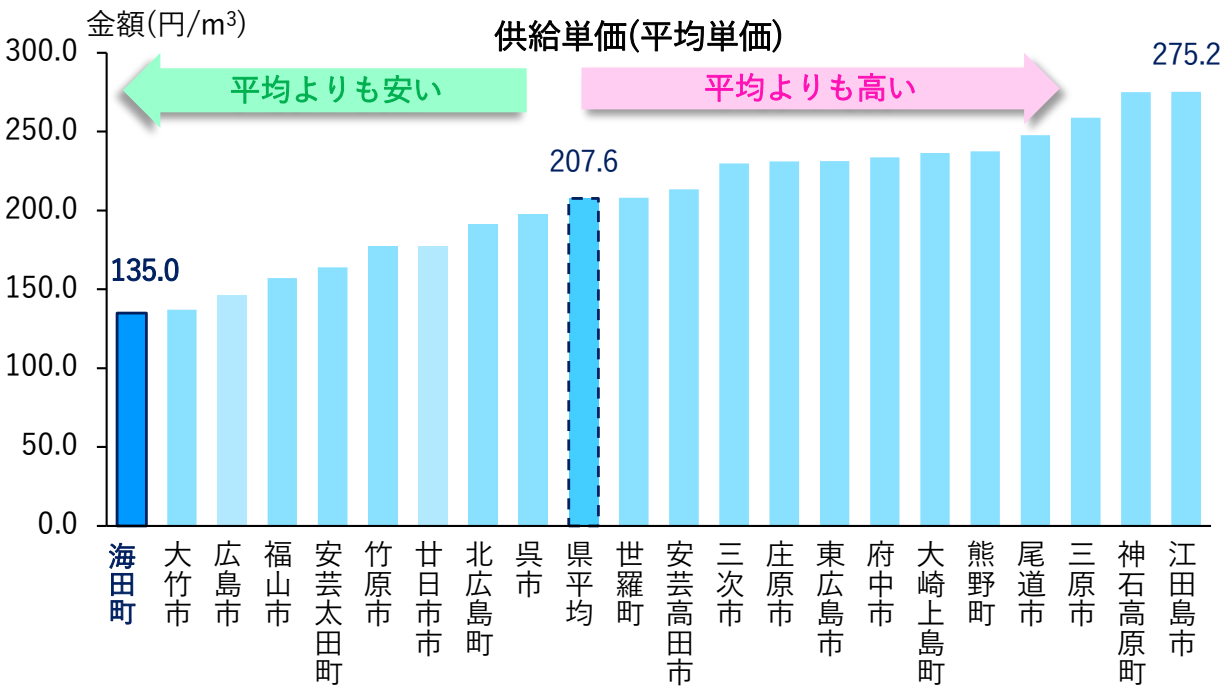


1.3 水道料金

- 海田町の口径 13mm、1 カ月当たり 20m³ 当たりの料金は県内で 3 番目に安価となっています。
- 蟹原浄水場や国信浄水場を建て替えず維持修繕によって使用し続けてきたことや職員数を削減してきたことなどにより水道料金を低い水準に抑えてきました。



- 海田町の 1 m³ 当たりの供給単価（平均単価）は県内で最も低い水準です。



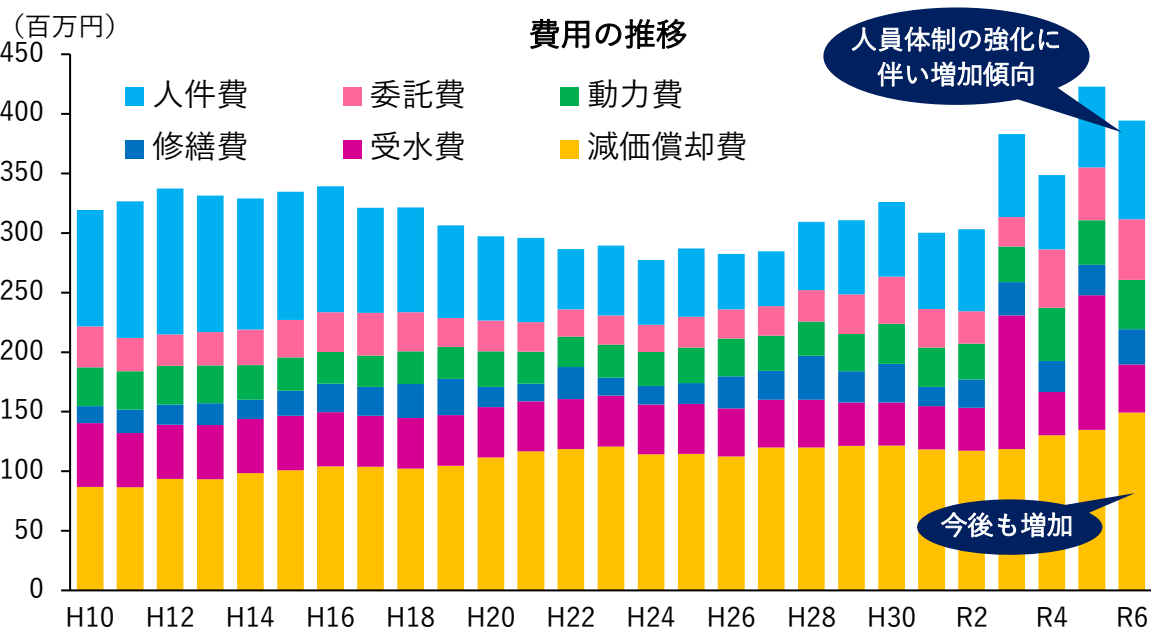
2. 海田町の財政状況

2.1 収入の状況

- 令和 2 年度に料金改定を行い収益の増加を図りましたが、節水機器の普及などにより、減少傾向が続いています。

2.2 費用の状況

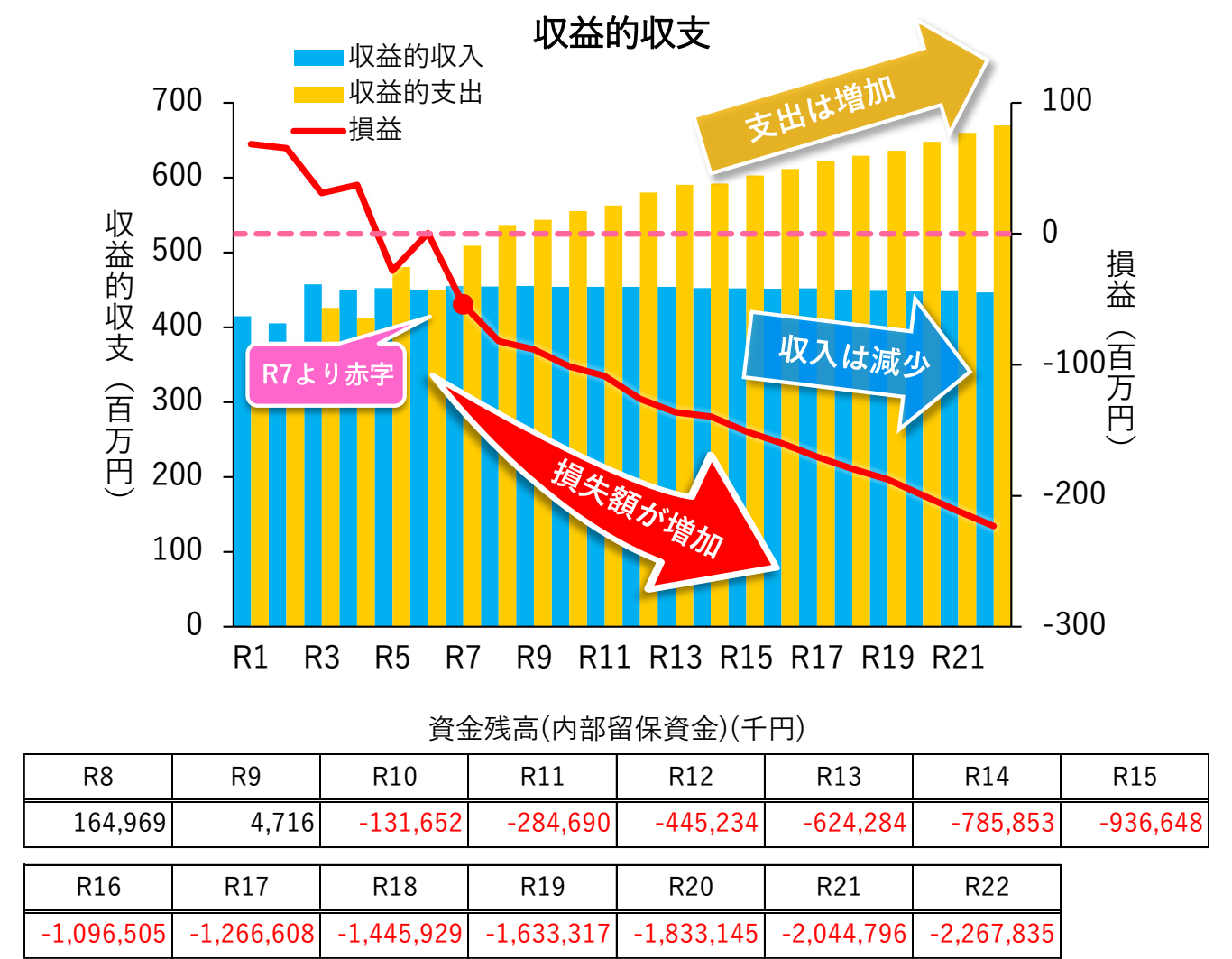
- 人件費は施設の更新事業や災害時対応のための人員体制の強化に伴い増加傾向です。施設の工事費などを法定耐用年数に合わせて年度ごとに費用として配分する減価償却費は、必要となる施設の改修工事等で増加しています。また、近年は、電気代や材料費、労務費などが上昇しています。



3. 財政計画

3.1 現行の料金水準の場合

- 令和 7 年度以降は赤字となり、損失額は増加していきます。
- 資金残高（内部留保資金）は、令和 10 年度以降はマイナスに転じ、事業継続が困難になります。



3.2 必要な料金水準を確保する場合

シミュレーションの条件

- 資金残高は給水収益の半年分（約 2 億円）を下回らないこと。
- 企業債残高は給水収益の 3 年分（約 12 億円）を上回らないこと。
- 料金改定後の収益的収支は黒字を原則とするが、一時的には赤字も許容する。

ケース 1：条件をすべて満たす場合

今後は基幹管路の更新といった大規模事業があり、この条件をそのまま適用すると次表のように令和 8 年度の改定率が 34%と著しく大きくなり料金（使用者負担）の期間的公平性が図られない面があります。

条件を全て満たす場合のシミュレーション結果

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
平均改定率	34%	－	－	－	－	11%	－	－
損益(千円)	50,319	44,276	30,686	23,109	5,078	51,159	46,538	34,615
資金残高(内部留保資金)(千円)	267,803	224,838	220,465	212,854	209,049	206,533	201,200	209,028
企業債残高対給水収益比率(%)	248.1	256.4	263.6	273.7	284.8	258.2	260.8	265.6

	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
平均改定率	－	－	11%	－	－	－	－
損益(千円)	24,719	14,090	64,365	55,215	41,729	29,423	16,157
資金残高(内部留保資金)(千円)	202,675	209,153	206,743	210,856	200,618	210,231	202,001
企業債残高対給水収益比率(%)	269.5	276.1	246.7	244.1	240.3	241.8	243.2

ケース 2：企業債残高の条件を緩和した場合

次に、企業債残高の条件を緩和して試算すると、令和 8 年度の料金改定率 25%で資金残高は 2 億円以上確保できます。

企業債残高の条件を緩和した場合のシミュレーション結果

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
平均改定率	25%	－	－	－	－	19%	－	－
損益(千円)	15,287	9,255	-4,750	-12,722	-31,057	49,489	44,779	32,784
資金残高(内部留保資金)(千円)	232,771	215,885	224,176	219,634	202,124	206,958	207,828	207,552
企業債残高対給水収益比率(%)	265.9	287.4	305.1	324.1	340.8	289.6	293.9	297.6

	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
平均改定率	－	－	12%	－	－	－	－
損益(千円)	22,951	12,158	68,090	58,885	45,477	33,152	19,961
資金残高(内部留保資金)(千円)	216,308	212,041	216,186	213,557	207,813	209,941	205,710
企業債残高対給水収益比率(%)	304.7	309.8	275.2	271.2	267.7	267.5	269.0

ケース 3：資金残高と企業債残高の条件を緩和した場合

さらに、資金残高と企業債残高の条件を緩和して試算すると、令和 8 年度の料金改定率 20%で資金残高は 1 億円以上確保でき事業は継続できますが、大規模災害時には事業継続が難しく、また、令和 18 年度まで赤字が続き健全な経営とは言えない状況が続きます。令和 8 年度の改定率を低く抑えることは将来に負担を先送りすることになり将来世代の負担が大きくなり世代間の公平性が図れません。

資金残高と企業債残高の条件を緩和した場合のシミュレーション結果

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
平均改定率	20%	－	－	－	－	20%	－	－
損益(千円)	-4,185	-10,652	-24,395	-32,077	-50,356	31,197	26,501	14,352
資金残高(内部留保資金)(千円)	257,499	205,506	170,052	144,875	107,212	105,789	111,957	116,611
企業債残高対給水収益比率(%)	286.5	305.6	318.9	338.4	355.6	301.8	310.5	318.7

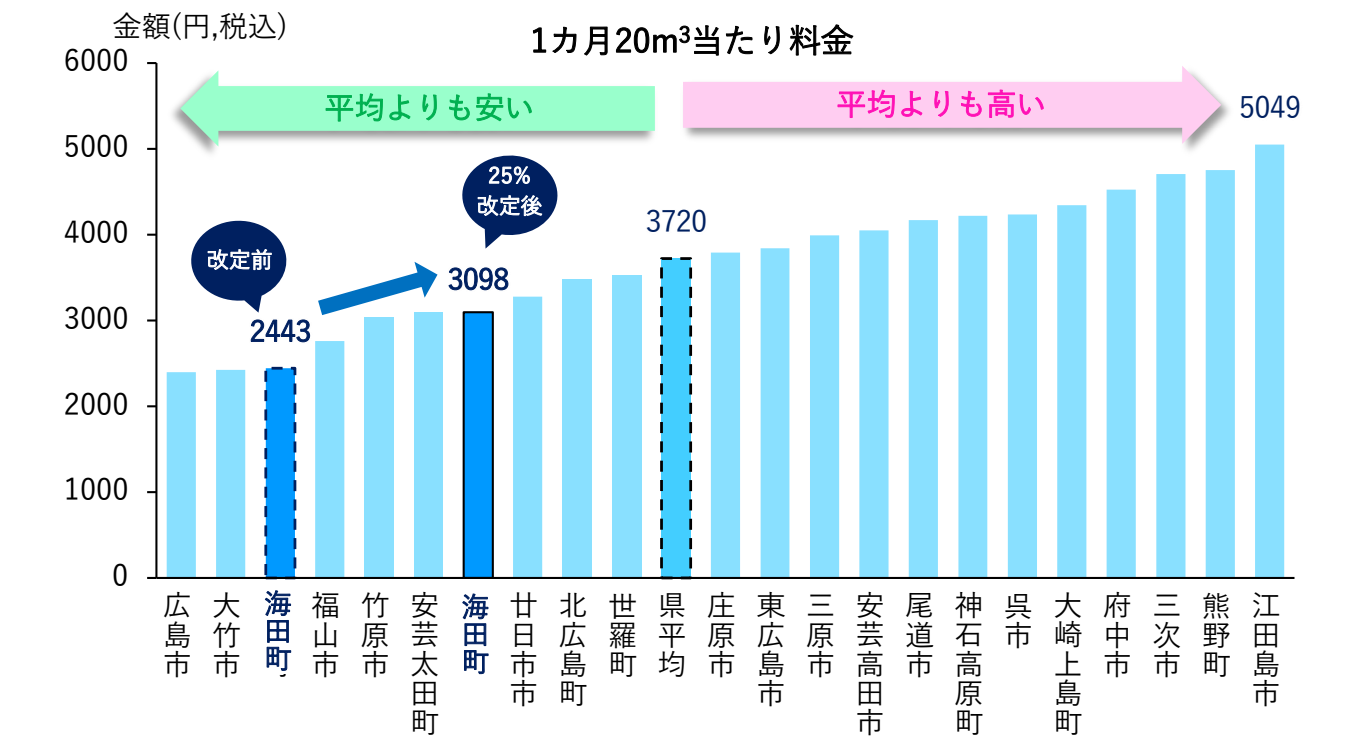
	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
平均改定率	－	－	18%	－	－	－	－
損益(千円)	4,352	-6,405	79,689	70,559	57,232	44,913	31,785
資金残高(内部留保資金)(千円)	106,140	106,459	107,941	103,067	105,550	103,758	107,972
企業債残高対給水収益比率(%)	326.0	335.5	280.8	274.8	270.8	268.1	269.1

4. 料金改定の概要

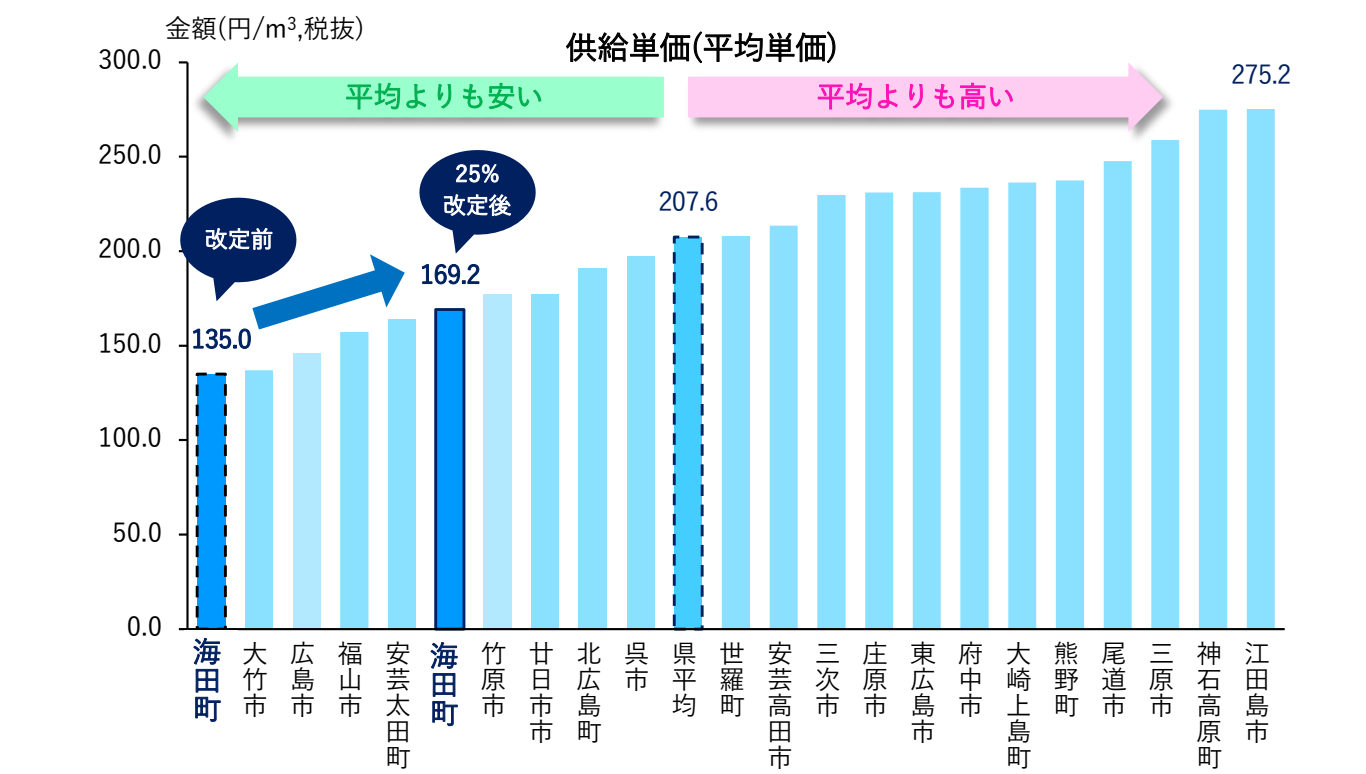
以上のことから令和 8 年度の平均改定率は 25%とすることが妥当であると考えられます。

次に、使用する用途や水量によって支払う料金に格差が生じ特定の使用者に負担が偏っている現在の料金体系を段階的に是正するように補正を行い、料金表を作成します。

改定後も海田町の口径 13mm、1 カ月当たり 20m³当たりの料金は県内で 6 番目に安価となっています。



また、改定後の海田町の 1 m³当たりの供給単価（平均単価）は県内で 5 番目に低い水準です。



- 代表的な使用水量での料金比較では、月に 8 m³使う 1 人暮らしの世帯では 277 円、20 m³使う家族 4 人の世帯では 700 円の値上げになります。一般用の改定率が業務用より高くなっているのは、用途や使用水量による料金格差を段階的に縮小していくためです。

下水道使用料を含めた代表的な使用水量での料金比較

(円) (1カ月分・消費税10%込み)											
	区分	一般用					業務用				
		単身者		夫婦2人	家族4人	家族6人	小規模事業所	学校	工場	スーパー	製造業
		13mm	13mm	13mm	20mm	25mm	50mm	75mm	50mm	50mm	75mm
水道料金	メーター口径	13mm	13mm	13mm	20mm	25mm	50mm	75mm	50mm	50mm	75mm
	使用水量	5m³	8m³	15m³	20m³	30m³	100m³	200m³	300m³	500m³	1000m³
	改定前	806	842	1,700	2,535	4,186	21,921	49,210	74,501	127,081	259,530
	改定後	1,027	1,119	2,191	3,235	5,276	26,452	59,022	88,272	150,092	306,302
下水道使用料	改定額	221	277	491	700	1,090	4,531	9,812	13,771	23,011	46,772
	改定率	27.4%	32.9%	28.9%	27.6%	26.0%	20.7%	19.9%	18.5%	18.1%	18.0%
	改定前	759	759	1,320	2,178	4,620	27,945	68,975	114,735	206,255	453,205
	改定後	1,027	1,119	2,191	3,235	5,276	26,452	59,022	88,272	150,092	306,302
上下水道合計	改定額	221	277	491	700	1,090	4,531	9,812	13,771	23,011	46,772
	改定率	27.4%	32.9%	28.9%	27.6%	26.0%	20.7%	19.9%	18.5%	18.1%	18.0%
	改定前	1,565	1,601	3,020	4,713	8,806	49,866	118,185	189,236	333,336	712,735
	改定後	1,786	1,878	3,511	5,413	9,896	54,397	127,997	203,007	356,347	759,507
上下水道合計	改定額	221	277	491	700	1,090	4,531	9,812	13,771	23,011	46,772
	改定率	14.1%	17.3%	16.3%	14.9%	12.4%	9.1%	8.3%	7.3%	6.9%	6.6%
	改定前	1,565	1,601	3,020	4,713	8,806	49,866	118,185	189,236	333,336	712,735
	改定後	1,786	1,878	3,511	5,413	9,896	54,397	127,997	203,007	356,347	759,507

- 県内事業体の水道料金改定の動向について、平成 26 年度以降、13 事業体が水道料金改定を実施しています。

水道料金改定の動向

事業体名	H26以降改定実績有無	H26以降改定回数	料金改定率		
広島市	×	—	—	—	—
呉市	○	3	10.7% (H26)	9.5% (R2)	6.6% (R6)
竹原市	○	1	29.0% (H28)	—	—
三原市	○	1	28.7% (H30)	—	—
尾道市	×	—	—	—	—
福山市	○	1	▲0.4% (H27)	—	—
府中市	○	1	20.0% (H29)	—	—
三次市	○	3	17.8% (H29)	15.0% (R4)	10.5% (R5)
庄原市	○	1	8.0% (H28)	—	—
大竹市	○	1	11.2% (R5)	—	—
東広島市	○	1	▲9.1% (R4)	—	—
廿日市市	×	—	—	—	—
安芸高田市	○	2	10.0% (H30)	9.9% (R5)	—
江田島市	×	—	—	—	—
海田町	○	1	15.0% (R2)	—	—
熊野町	×	—	—	—	—
北広島町	○	1	10.0% (H31)	—	—
世羅町	×	—	—	—	—
大崎上島町	○	1	6.6% (R4)	—	—
安芸太田町	×	—	—	—	—
神石高原町	×	—	—	—	—
—	○=13事業体	改定回数18回	—	—	—